同号を同項第三号とし、同項第一号中「第一号」を「第二号」に改め、「（同項に規定する取得等をいう。以下この項及び第二十二項において同じ。）」を削り、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第十二条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等（同項に規定する取得等をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）をする場合　当該地区に係る過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第八条第一項（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第百三十七号）附則第三条第二項（同令附則第四条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第三項（同令附則第四条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により定められた同法第八条第一項に規定する市町村計画（同条第二項第三号及び第四号ロ並びに第四項各号に掲げる事項並びに同条第二項第四号ロに掲げる事項に係る同条第五項の他の市町村との連携に関する事項が記載されたものに限る。以下この条において「特定過疎地域持続的発展市町村計画」という。）に記載された同法第八条第二項第三号に掲げる計画期間の初日又は当該特定過疎地域持続的発展市町村計画が定められた日のいずれか遅い日から令和六年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には、当該いずれか遅い日から当該計画期間の末日までの期間）

第六条の三第十二項を同条第九項とし、同条第十三項中「作成し」を「定め、作成し」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第二号」を「第三号」に、「第十六項及び第二十三項」を「第十七項及び第二十二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第一号」を「第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第十二条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区　当該地区内の市町村が定める特定過疎地域持続的発展市町村計画

第六条の三第十三項を同条第十項とし、同項の次に次の三項を加える。

11　法第十二条第三項の表の第一号の上欄に規定する過疎地域のうち特定過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第四十二条の規定の適用を受ける区域のうち令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定の適用を受けていた区域をいう。次号において同じ。）以外の区域

二　特定過疎地域のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第四十二条の規定の適用を受けないものとしたならば同法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域

12　法第十二条第三項の表の第一号の上欄に規定する過疎地域に準ずる地域として政令で定める地域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第五条に規定する特定市町村（以下この項において「特定市町村」という。）の区域（同法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）とする。

13　法第十二条第三項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める地区は、特定過疎地域持続的発展市町村計画に記載された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内の地区とする。

第六条の三第二十項を削り、同条第十九項中「第三号」を「第四号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第三号」を「第四号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二号」を「第三号」に、「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第二号の」を「第三号の」に、「第十三項第二号」を「第十四項第三号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第一号」を「第二号」に改め、「（情報サービス業その他の財務省令で定める事業をいう。第十七項及び第十九項において同じ。）」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第一号の」を「第二号の」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の前に次の一項を加える。

14　法第十二条第三項の表の第一号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）、旅館業及び情報サービス業等（情報サービス業その他の財務省令で定める事業をいう。第十六項、第十八項及び第二十項において同じ。）のうち、同号の上欄に掲げる地区に係る特定過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備とする。

第六条の三第二十一項を削り、同条第二十二項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「第十三項第二号」を「第十四項第三号」に、「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十二項とする。

第六条の四第二項第一号中「病院」の下に「又は診療所」を加える。

第十条中「第十九条第二号」を「第二十条第二号」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第三十二条第四項又は第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第十二条の規定

第十六条の二第二項中「同項、」を「同項及び同条第二項並びに」に改める。

第十六条の三第四項中「並びに法」の下に「第二十四条の二第二項並びに」を加える。

第十八条の六第二項中「所得税法第二条第一項第二十号に規定する」及び「（以下この条において「繰延資産」という。）」を削る。

第十九条第二十三項の表第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ及び第百六十条第四項第二号イ⑵の項中「第百五十九条第四項第二号ロ及び第百六十条第四項第二号イ⑵」を「第百五十九条第三項第二号及び第百六十条第三項第一号ロ」に改める。

第十九条の三第十九項中「第二十五条の十二の三」を「第二十五条の十二の三第四項」に改める。

第二十条第四項の表第百二十三条第二項第四号及び第五号、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ及び第百六十条第四項第二号イ⑵の項中「第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ⑵」を「第百五十九条第三項第一号ロ」に改める。

第二十条の二第十一項中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改め、同条第十二項第二号イ中「第十二条の五第二項第一号に規定する地区施設」を「第十二条の五第二項第一号イに掲げる施設」に改め、同条第十四項第二号中「第十二条の五第二項第一号イ中「同条第二項第一号に規定する地区施設」を「第十二条の五第二項第一号イに掲げる施設」に改める。

第二十二条の三第三項及び第四項中「応じ」を「応じ」に改め、同条第八項中「同項第十六号」を「同項第十九号」に改め、同条第十二項中「第三十三条の三第八項」を「第二十三条の三第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第八号」を「第九号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第三十三条の三第八項」を「第三十三条の三第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　法第三十三条の三第八項に規定する政令で定める部分は、同項の敷地権利変換により譲渡した資産のうち、当該敷地権利変換により取得した同項に規定する除却敷地持分、非除却敷地持分等又は敷地分割後の団地共用部分の共有持分（第二十二条の六第二項第八号及び第三項第三号において「分割後資産」という。）の価額が当該価額と法第三十三条の三第八項に規定する差額に相当する金額との合計額のうちに占める割合を、当該譲渡した資産の価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。